第五条第十三号を次のように改める。

十三　農林水産省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第五条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（他の局庁の所掌に属するものを除く。）。

第五条に次の一号を加える。

十九　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

第六条第一項第一号中「第十一条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同項第十六号中「第五十四条第三号」を「第五十一条第三号」に改める。

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「及び高齢者」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削る。

第八条第一項中第二十号を第二十二号とし、第七号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　農林水産業における高齢者の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

八　農山漁村における高齢者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

第八条第二項中「、第七号、第八号」を「から第九号まで、第十号」に、「第九号、第十二号」を「第十一号、第十四号」に、「第十四号」を「第十六号」に、「第十五号」を「第十七号」に、「第十六号から第十八号まで」を「第十八号から第二十号まで」に改め、同条第三項中「（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）」を削り、「第八号」を「第十号」に、「第十号、第十一号、第十二号」を「第十二号、第十三号、第十四号」に、「第十三号、第十四号」を「第十五号、第十六号」に、「、第十五号」を「及び第十七号」に改め、「、第十九号及び第二十号」を削る。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「検査部」を「検査・監察部」に、「十一課」を「六課」に改め、「総務課」及び「政策課」を削り、「経理課」を「政策課」に、「厚生課」を「広報評価課」に改め、「評価改善課」、「食料安全保障課」及び「環境政策課」を削り、同条第二項中「国際協力課」を「国際地域課」に改め、同条第四項中「検査部」を「検査・監察部」に、「調整課」を「調整・監察課」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「八人」を「十一人」に改め、第一章第二節第二款中同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「六人」を「八人」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第一章第二節第一款中第八条の次に次の一条を加える。

（政策統括官の職務）

第九条　政策統括官は、農林水産省の所掌事務に関する重要な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な農林水産省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第十五条を削る。

第十六条中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同条第三号中「（災害補償に関することを除く。）」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　農林水産省の事務能率の増進に関すること。

六　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

七　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

第十六条第二号の次に次の一号を加える。

三　機構及び定員に関すること。

第十六条を第十五条とする。

第十七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、同号の次に次の四号を加える。

三　農林水産省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四　国会との連絡に関すること。

五　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関すること。

第十七条第七号を削り、同条を第十六条とする。

第十八条を削る。

第十九条の見出しを「（予算課の所掌事務）」に改め、同条中「経理課」を「予算課」に改め、同条第一号中「の執行」を「、決算」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　職員（農林水産省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

第十九条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（政策課の所掌事務）

第十八条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

三　食料自給率の目標に関すること。

四　食料の需給の見通しに関すること。

五　農林水産省の所掌事務に係る物資についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

六　農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

七　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

八　農林水産政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

九　食料・農業・農村政策審議会の庶務に関すること。

（広報評価課の所掌事務）

第十九条　広報評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　広報に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関すること。

四　農林水産省の保有する情報の公開に関すること。

五　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

六　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第二十一条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第二十条とする。

第二十二条から第二十四条までを削る。

第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十一条とする。

第二十六条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「農林水産省の所掌事務」を「前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務」に、「国際協力課」を「国際地域課」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。